

経済建設文教常任委員会会議録

<目 次>

【開会】	3
【議案第 4 号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号).....	3
【議案第 5 号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	4
【議案第 18 号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について.....	4
【議案第 23 号】 平成 3 0 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	5
【陳情第 3 号】 市道前岡 4 号線の排水設備の設置に関する陳情	5
【請願第 2 号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願(継続)	7
【委員長報告】	8
【閉会】	8

1 日 時

令和元年 9 月 5 日 (木) 午前 9 時 5 5 分～午前 1 0 時 3 4 分

2 場 所

第 2 委員会室

3 出席委員 (8 名)

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示、佐貫 薫、関 由紀夫、
小林 勇治、宮本 妙子、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（18名）

- | | | | |
|---------------|-------|------------------|---------|
| (1) 建設課（4人） | | (6) 生涯学習課（4人） | |
| ①建設課長 | 津久井 保 | ①生涯学習課長 | 山口 武 |
| ②建設担当 | 高久 英治 | ②スポーツ推進班長 | 星 哲也 |
| ③維持担当 | 齋藤 努 | ③矢板公民館長 | 阿久津 功 |
| ④管理住宅担当 | 村本 和繁 | ④片岡公民館長 | 塚原 明 |
| (2) 都市整備課（1人） | | (7) 農業委員会事務局（1人） | |
| ①都市整備課長 | 柳田 豊 | ①事務局長 | 大谷津 敏美智 |
| (3) 農林課（2人） | | (8) 水道課（2人） | |
| ①農林課長 | 和田 理男 | ①水道課長 | 河野 和博 |
| ②地籍調査班長 | 黒田 禎 | ②業務担当 | 山崎 正嗣 |
| (4) 商工観光課（1人） | | (9) 下水道課（2人） | |
| ①商工観光課長 | 村上 治良 | ①下水道課長 | 齋藤 正樹 |
| (5) 教育総務課（1人） | | ②業務管理担当 | 吉永 哲也 |
| ①教育総務課長 | 小瀧 新平 | | |

6 欠席説明員

なし

7 担当書記

高瀬 稔子

8 付議事件

- 【議案第 4 号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 【議案第 5 号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 【議案第 18 号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について
- 【議案第 23 号】 平成 30 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 【陳情第 3 号】 市道前岡 4 号線の排水設備の設置に関する陳情
- 【請願第 2 号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願(継続)

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

○委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しているの
で、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。
(9:55)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、
【議案第4号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
【議案第5号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)
【議案第18号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について
【議案第23号】 平成30年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
【陳情第3号】 市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情
の5件である。

【議案第4号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 委員長 はじめに、「議案第4号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正
予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 下水道課長(斎藤正樹)
(「令和元年度矢板市補正予算書」15頁を朗読、詳細について「令和元年度予算に
関する説明書」56頁～57頁により説明。)
今回の改正は、人事異動による職員給与の調整。当初、副主幹としていたが、主任
と主事になったことにより減額。
- 委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
(質疑なし)
- なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はない
か。
(討論なし)
- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり
り決定することに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決され
た。

【議案第 5 号】 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 委員長 次に「議案第 5 号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 水道課長(河野和博)
（「令和元年度矢板市補正予算書」19 頁及び 20 頁を朗読、詳細について「令和元年度予算に関する説明書」60 頁～65 頁により説明。）
今回の改正は、人事異動による職員給与の調整で増額するもの。
- 委員長 これより議案第 5 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
（質疑なし）
- なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
（討論なし）
- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第 5 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
（異議なし）
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 18 号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について

- 委員長 次に「議案第 18 号 矢板市水道事業給水条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 水道課長
（「提出議案説明書」4 頁、「議案書」37 頁を朗読、「議案書」38 頁条文朗読を省略し、詳細について説明。）
今回の改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の設備及び経過措置に関する政令が施行され、条項が繰り下げられたことに伴う改正。
- 委員長 これより議案第 18 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
（質疑討論終結）
- 委員長 質疑討論終結との動議があり、必要な賛成者があるので、動議は成立している。質疑討論終結することに異議ないか。
（異議なし）
- 委員長 なければ質疑・討論を終了する。これより採決する。議案第 18 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
（異議なし）
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決され

た。

【議案第 23 号】 平成 30 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長 次に「議案第 23 号 平成 30 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長

（「提出議案説明書」7 頁、「議案書」43 頁を朗読。）

○委員長 これより議案第 23 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第 23 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決された。

【陳情第 3 号】 市道前岡 4 号線の排水設備の設置に関する陳情

○委員長 次に「陳情第 3 号 市道前岡 4 号線の排水設備の設置に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

（朗読）

○委員長 意見はあるか。

○掛下委員 不採択。

○今井委員 当局にも何回か話をしているようだが、経過はどうなっているのか。

○建設課長（津久井保） 何度か、文書、情報開示等があった。今回、資料として提出した写真であるが、これが陳情書にある平成 27 年に舗装工事をした場所である。確かに水が溜まっているが、平成 27 年 8 月に工事をした担当者によると、もう少し延長してやって水たまりをないようにしたいと話したが、八島さんの方でここまでいい、ここ以上はしないでくれということで、工事はここまでで止まっている。陳情の中で「違法な」とおっしゃっている塩ビ管の撤去について、上の写真に側溝があるが、ここから八島さんの自宅の方、陳情でいう民地マンホールに接続されている。このマンホールと側溝であるが、矢板市で設置したとは、考えられない。雨水の対応は当然しなければならないと考えるが、違法な塩ビ管の撤去については、どうなのかと思っている。

- 今井委員 仮に、つないだとして、その先の「市道南北200メートルは低く、側溝はない。また、雨水の排出先はコンビニまでは用水堀が公団上あるがその先はない。」というが、こういう状況で、陳情の要件を満たすような工事を、市としてできるのか。
- 建設課長 そのようなわけで前回の陳情の際も、廃案になっているかと思うが、当座の対応をしようということで平成27年8月工事をしている。その後、抜本的な改善を図ろうという考えはあるが、なかなかご本人とのコンタクト、意見のすり合わせには、至っていない。本気になってやることになると、結構な額になる。今のところこちらも苦慮している。
- 今井委員 解決策が見つからないのであれば、継続審査で。市でやれる範囲で対応していくしかないのでは。
- 宮本妙子委員 できる範囲で工事をしたということであり、もう少し様子を見るということで継続審査。
- 小林委員 写真のように今は舗装されており、以前ここが低いということに対しては、市が底上げしているので、当初の陳情に対しては、対応している。継続審査としたい。
- 関委員 継続審査。
- 佐貫委員 同じこと同じ内容である。この陳情は、陳情者の誤認に近いということになるか。
- 建設課長 確かにこの側溝から民地のマンホールに繋がっている。
- 佐貫委員 繋がっていて、それは、市のやる責務、直したりということはないのか。
- 建設課長 市で設置した側溝ではないという認識であるし、わざわざ民地のマンホールにつなぐような工事をしなければならないのかという必然性もない。これは、道路より高くなっている。通常道路の排水のためであれば、道路より低く設置するわけである。通常このようには、作らない。通常、農業土木関係の内側溝というほうが、一般的には、実際わからないが、ここに用水組合があったのか八島さんが個人でやったのか、こちらには、わからない。
- 佐貫委員 継続にしても変わるとは思わないので不採択。
- 掛下委員 形だけ継続にするのはよくない。市として責任外ということであれば、不採択。
- 高瀬由子委員 側溝をだれが作ったかわからないということで、調べていただいて結果を出してもらいたいので、継続審査。
- 委員長 これより採決する。陳情第3号は、継続審査とすることに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第3号は、継続審査とすることに決定する。

【請願第 2 号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願(継続)

- 委員長 次に継続審査になっている「片岡二区行政区内道路設置に関する請願」を議題とする。朗読を省略して審議にはいる。各自、前回の内容を確認していただきたい。意見はあるか。
- 掛下委員 新規に住宅地をつくるというのは夢物語のようで難しいのでは。これだけの道路をつくるには、相当経費も掛かる。それに見合うだけの人口流入とかの見通しがあるのであればよいがどうか。
- 建設課長 当該地については、都市計画道路の計画がある。優良住宅地になるかということについては、道路をつくれればなるのか、他の事業をすればいいのかということになるかと思う。片岡駅前だし、将来的に投資する価値はあるかもしれないが、それが道路をつくることなのかはわからない。
- 掛下委員 はっきりした計画が無いのであれば、今すぐ実施ということではないのかと思う。排水溝設備の件が優先順位としては、上で、時期尚早なのかと考える。不採択で。
- 今井委員 片岡駅周辺西口は、整備が進んでいて、東口の都市計画としては、どうなっているのか。市としての将来の方向は決まっているのか。
- 建設課長 具体的には、道路の計画はあるがそのほかは、特にない。
- 今井委員 人口が伸びてくると条件としては、駅が近く、条件としては整っている。採択してもすぐできるということではないが、矢板市としての都市計画、特に片岡地区について、道路があった方がいいだろうということは、採択してもなんの問題もないだろうと考える。不採択にするまでではないと考える。前回、排水溝の件で採択にしている。その整備と並行して、地域開発のプランを立ててもいいのかと思う。来年とか、5年以内にとかということではないのだろうから、片岡地区のアドバルーンを上げていく、都市計画上の計画としては、決して悪くない請願だと考える。採択で。
- 宮本委員 ここに住む方たちのこと、これからの片岡地区のことを考えていけば、実現は、どのようになるかわからないが、内容については、採択でよいと考える。
- 小林委員 東口の都市計画の道路も含めて、東口の全体像をもう一度見ながら勘案していただきたい。前回の排水溝の件と合わせて全体的なビジョンを描いてもらいたい。採択で。
- 関委員 同じく、採択。
- 佐貫委員 願意妥当ということで採択。
- 高瀬委員 同じく、採択。
- 掛下委員 皆さんが採択ということであれば、それでいいと思うが、排水溝の時に経路をどうするかということがあったかと思うが、それと道路とをどう考えているのか。

○建設課長 排水路の上にすればいいのか、その脇に道路用地を買収するのがいいのか、この段階では明確になっていない。仮に道路を整備することになったときに検討していくことかと思う。水路については、下流の流量を計算したりして整備が必要である。今後様々な機会を通して検討させてもらいたい。

○委員長 なければ、これで終わる。これより採決する。請願第2号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、請願第2号は、採択とすることに決定する。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (10:34)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長